

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 通関業	第2章 通関業
第1節 許可	第1節 訸可
(「違反行為をして……刑に処せられた」の意義)	(「違反行為をして……刑に処せられた」の意義)
6 - 2 法第6条第4号及び第5号の欠格事由に該当することとなるのは、行為者としてこれらの各号に規定する罰条に該当して罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合をいい、両罰規定（関税法第117条、法第45条）の適用により罰金の刑に処せられ、又は通告処分に付された場合は含まれない。	6 - 2 法第6条第4号及び第5号の欠格事由に該当することとなるのは、行為者としてこれらの各号に規定する罰条に該当して罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合をいい、両罰規定（関税法第117条）の適用により罰金の刑に処せられ、又は通告処分に付された場合は含まれない。
(関連業務の範囲等)	(関連業務の範囲等)
7 - 1 法第7条の適用については、次による。	7 - 1 法第7条((関連業務))の適用については、次による。
(1) 同条本文に規定する「通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務」とは、法第2条第1号に規定する通関業務に関連して行われる一切の業務をいい、例えば、以下の手続が含まれる。	(1) 本条にいう「通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務」とは、法第2条第1号((定義))に規定する通関業務に関連して行われる一切の業務をいい、例えば、以下の手続が含まれる。
イ 事前教示照会	イ～チ (同左)
ロ 不開港出入許可申請	
ハ 外国貨物仮陸揚届	
二 見本一時持出許可申請	
ホ 保税地域許可申請	
ヘ 外国貨物運送申告	
ト 輸出差止申立又は輸入差止申立に対する意見書提出	
チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請	
(2) 同条ただし書に規定する「他の法律において業務を行うことが制限されている」とは、例えば、外国貨物の船積み又は船卸しの業務を行う場合の港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）上の制限、外国貨物の運送の業務を行う場合の道路運送法（昭和26年法律第183号）上の制限等をいう。	(2) 本条ただし書にいう「他の法律において業務を行うことが制限されている」とは、例えば、外国貨物の船積（卸）業務を行う場合の港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）上の制限、保税運送業務を行う場合の道路運送法（昭和26年法律第183号）上の制限等をいう。
(営業所の許可申請手続)	(営業所の許可申請手続)
8 - 2 法第8条第1項に規定する営業所の許可の取扱いについては、次による。	8 - 2 法第8条((営業所の新設))に規定する通関業務を行う営業所の許可の取扱いについては、次による。
(1) 令第1条第1項の許可の申請は、「営業所新設許可申請書」(B-1090)により、同条第2項に規定する書面を添付して提出するものとする。なお、同項に規定するその他参考となるべき書面は、通関業の許可申請の際の添付書類に準	(1) 令第1条第1項((営業所の新設の許可の申請手続))の許可の申請は、「営業所新設許可申請書」(B-1090)により、同条第2項に定める書面及び通関業

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する書類とする。ただし、通関業の許可の際に提出された添付書類で、その後の変更がないものについては、その書類の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>(2) 営業所の新設を許可することを決定したときは、「営業所新設許可証」(B - 1110) を交付するほか、前記3 - 9 の取扱いに準ずる。</p> <p>(3) 本条第2項において準用する法第3条第2項及び第3項の条件については、前記3 - 1 から3 - 7 までの取扱いに準ずる。また、法第5条第2号から第4号の適用については、前記5 - 2 から5 - 5 までの取扱いに準ずる。</p> <p>この場合において、申請者が適正に通関業を営む通関業者である場合には、前記5 - 2 の(2)のイ及びロに定める許可申請者（法人である場合には、その役員）の人的資質に係る審査は省略して差し支えない。</p> <p>(4) 通関業の許可に条件が付されていない場合において、新たに設けようとする営業所に条件を付すこととなるときは、当該営業所のみについて条件を付するものとし、当該営業所新設許可証にその条件を明示しておく。</p> <p>なお、新たに設けようとする営業所に通関業の許可に付された条件と同一の条件を付することとなる場合においても、当該営業所新設許可証には、その条件を明示しておく。</p> <p>(5) 通関業の許可に条件が付されている場合において、当該条件の範囲を超えて通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、通関業の許可の条件変更を要するものとし、その取扱いについては前記3 - 7 による。</p> <p>なお、当初の通関業の許可の条件が、特定の営業所のみについて付されるものであるときは、当初の許可の条件の変更は、要しない。</p> <p>（「相互に関連するもの」の意義）</p> <p>9 - 1 法第9条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。</p> <p>(1) プラント輸出の場合における当該プラントに係るそれぞれの輸出申告</p> <p>(2) 関税法第67条の3第2項に規定する特定輸出申告又は特定委託輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示</p>	<p>の許可申請の際の添付書類に準ずる書類を添付して提出させる。ただし、通関業の許可の際に提出された添付書類で、その後の変更がないものについては、その書類の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>(2) 営業所の新設を許可することを決定したときは、「営業所新設許可証」(B - 1110) を交付するほか、前記3 - 9 <u>（許可の公告等）</u>の取扱いに準ずる。</p> <p>(3) 本条第2項において準用する法第3条第2項及び第3項(<u>（通関業の許可）</u>)の条件については、前記3 - 1 <u>（条件の種類等）</u>から3 - 7 <u>（条件の変更）</u>までの取扱いに準ずる。また、法第5条第2号から第4号(<u>（許可の基準）</u>)の適用については、前記5 - 2 <u>（「人的構成に照らし」の意義等）</u>から5 - 5 <u>（地域限定の場合等における基準適用の緩和）</u>までの取扱いに準ずる。</p> <p>この場合において、申請者が適正に通関業を営む通関業者である場合には、前記5 - 2 <u>（「人的構成に照らし」の意義等）</u>の(2)のイ及びロに定める許可申請者（法人である場合には、その役員）の人的資質に係る審査は省略して差し支えない。</p> <p>(4)及び(5) （同左）</p> <p>（「相互に関連するもの」の意義）</p> <p>9 - 1 法第9条ただし書(<u>（営業区域の制限）</u>)に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 関税法第67条の3第2項(<u>（輸出申告の特例）</u>)に規定する特定輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 保税運送申告と当該運送に係る貨物が運送先に到着後最初に行われる輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請</p> <p>(4) 税関の管轄区域を越えて行う各種申告申請手続に係る不服申立て手続</p> <p>(5) 一の物品の一時輸入のための通関手帳 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A.T.A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和48年法律第70号)第2条第1号に規定する「通関手帳」をいう。<u>後記18-1(3)</u>において同じ。)による輸出申告又は輸入申告</p> <p>(変更等届出手続)</p> <p>12-1 法第12条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>(1) 変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B-1140)又は「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C-9030)。関税法第79条の2に規定する認定通関業者について、住所若しくは居所又は氏名若しくは名称に変更があった場合に限る。) (下記(2)及び(3)において単に「変更届」という。)により行う。ただし、同条第1号の規定による法第4条第1項第3号に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記22-1の(3)の「従業者等の異動(変更)届」により行う。</p> <p>なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第1条及び前記4-2に規定する添付書類を添付することとし、これを受理したときは、直ちに前記3-9の(2)の「通関業者台帳」を訂正する。</p> <p>(2) 法第12条第1号の規定による法第4条第1項第1号又は第5号に掲げる事項に係る変更の届出を二以上の税関長に対して行うときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要部数の変更届を提出することにより行う。</p> <p>なお、上記の変更届の部数にかかわらず、上記(1)に規定する添付書類は1部として差し支えない。</p> <p>(3) 上記(2)の変更届の提出を受けた税関長は、直ちに他のあて先税関長に、当該変更届及び添付書類の写し(変更内容が確認できるものに限定して差し支えない。)を送付する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 業務</p> <p>(通関業務の料金)</p>	<p>(3)及び(4) (同左)</p> <p>(5) 一の物品の一時輸入のための通関手帳 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A.T.A条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和48年法律第70号)第2条第1号(<u>定義</u>)に規定する「通関手帳」をいう。<u>以下同じ。</u>)による輸出申告又は輸入申告</p> <p>(変更等届出手續)</p> <p>12-1 法第12条(<u>変更等の届出</u>)に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>(1) 変更等の届出は、「通關業の許可申請事項等の変更届」(B-1140)(下記(2)及び(3)において単に「変更届」という。)により行わせる。ただし、同条第1号(<u>許可申請事項の変更の届出</u>)の規定による法第4条第1項第3号(<u>営業所ごとの責任者及び通關土の数</u>)に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記22-1(<u>通關業務に関する帳簿の取扱い等</u>)の(3)の「従業者等の異動(変更)届」により行わせる。</p> <p>なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第1条(<u>営業所の新設の許可申請手続</u>)及び前記4-2(<u>許可申請書の添付書類</u>)に規定する添付書類を添付することとし、これを受理したときは、直ちに前記3-9(<u>許可の公告等</u>)の(2)の「通關業者台帳」を訂正する。</p> <p>(2) 法第12条第1号(<u>許可申請事項の変更の届出</u>)の規定による法第4条第1項第1号又は第5号(<u>役員等の変更の届出</u>)に掲げる事項に係る変更の届出を二以上の税関長に対して行うときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要部数の変更届を提出することにより行わせることができる。</p> <p>なお、上記の変更届の部数にかかわらず、上記(1)に規定する添付書類は1部として差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2節 業務</p> <p>(通關業務の料金)</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前																																																																																												
18 - 1 通関業者がその通関業務（関連業務を含む。）につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。			18 - 1 通関業者がその通関業務（関連業務を含む。）につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。																																																																																												
(単位：円)			(同左)																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">通 関 業 務 の 種 類</th><th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">単位</th><th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">料 金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">輸出（積戻し）申告</td><td style="padding-top: 5px;">1 件</td><td style="padding-top: 5px;">5,900</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">    少額貨物簡易通関扱</td><td style="padding-top: 5px;">"</td><td style="padding-top: 5px;">4,200</td></tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; padding-top: 10px;">輸入申告</td><td style="padding-top: 10px;">申告納税（予備申告を含む。）</td><td style="padding-top: 10px;">11,800</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 10px;">    少額貨物簡易通関扱</td><td style="padding-top: 10px;">8,600</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 10px;">賦課課税</td><td style="padding-top: 10px;">10,500</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 10px;">    少額貨物簡易通関扱</td><td style="padding-top: 10px;">7,800</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">保税蔵置場蔵出・総合保税地域 総保出（加工又は製造若しくは 展示されたものを除く。）</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">7,000</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">    少額貨物簡易通関扱</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">5,100</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">保税蔵置場蔵入申請</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">7,000</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">保税工場移入申請</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">7,000</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">保税展示場蔵置等承認申請</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">7,000</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">総合保税地域総保入申請</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">7,000</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">輸入許可前貨物引取申請</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">5,100</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">外国貨物船（機）用品積込申告</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">5,100</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">外国貨物運送申告</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">5,100</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">その他の申告・申請又は届</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">1,300</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">諸申告又は許可承認書写作成</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">200</td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">割増料</td><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">から　までに掲げる通 関業務の種類に応じ当該 通関業務に係る　から までに定める料金の5割</td></tr> </tbody> </table>			通 関 業 務 の 種 類	単位	料 金	輸出（積戻し）申告	1 件	5,900	少額貨物簡易通関扱	"	4,200	輸入申告	申告納税（予備申告を含む。）	11,800	少額貨物簡易通関扱	8,600	賦課課税	10,500	少額貨物簡易通関扱	7,800	保税蔵置場蔵出・総合保税地域 総保出（加工又は製造若しくは 展示されたものを除く。）			7,000			少額貨物簡易通関扱			5,100			保税蔵置場蔵入申請			7,000			保税工場移入申請			7,000			保税展示場蔵置等承認申請			7,000			総合保税地域総保入申請			7,000			輸入許可前貨物引取申請			5,100			外国貨物船（機）用品積込申告			5,100			外国貨物運送申告			5,100			その他の申告・申請又は届			1,300			諸申告又は許可承認書写作成			200			割増料			から　までに掲げる通 関業務の種類に応じ当該 通関業務に係る　から までに定める料金の5割					
通 関 業 務 の 種 類	単位	料 金																																																																																													
輸出（積戻し）申告	1 件	5,900																																																																																													
少額貨物簡易通関扱	"	4,200																																																																																													
輸入申告	申告納税（予備申告を含む。）	11,800																																																																																													
	少額貨物簡易通関扱	8,600																																																																																													
	賦課課税	10,500																																																																																													
	少額貨物簡易通関扱	7,800																																																																																													
保税蔵置場蔵出・総合保税地域 総保出（加工又は製造若しくは 展示されたものを除く。）			7,000																																																																																												
少額貨物簡易通関扱			5,100																																																																																												
保税蔵置場蔵入申請			7,000																																																																																												
保税工場移入申請			7,000																																																																																												
保税展示場蔵置等承認申請			7,000																																																																																												
総合保税地域総保入申請			7,000																																																																																												
輸入許可前貨物引取申請			5,100																																																																																												
外国貨物船（機）用品積込申告			5,100																																																																																												
外国貨物運送申告			5,100																																																																																												
その他の申告・申請又は届			1,300																																																																																												
諸申告又は許可承認書写作成			200																																																																																												
割増料			から　までに掲げる通 関業務の種類に応じ当該 通関業務に係る　から までに定める料金の5割																																																																																												
(備考)			(備考)																																																																																												
(1) から　までの各種申告、申請の手続料金の対象事務には、これらの申告、 申請に先行し、後続し、又はこれを同時に行われる経常的手続（例えば、検 査の立会い、免税申告書の作成等）の処理を含む。なお、の輸入申告欄の 申告納税において、予備申告とは、「予備審査制について」（平成12年3月31			(1)及び(2) (同左)																																																																																												

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>日付蔵関第251号)における予備申告をいう。</p> <p>(2) 保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸入申告(加工又は製造若しくは展示又は使用されたものに限る。)については、申告納税、賦課課税の各区分により(2)の輸入申告の料金を適用する。</p> <p>(3) 次に掲げる手続については、少額貨物簡易通関扱の料金を適用する。</p> <p>イ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和46年政令第257号)第2条の規定に基づく積卸コンテナ一覧表の提出</p> <p>□ 通関手帳(ATACカルネ)による輸入申告又は輸出申告</p> <p>(4) 輸出(積戻し)申告書又は外国貨物船(機)用品積込申告書をもつて運送申告書を兼用するときは、運送申告としての運送申告の取扱料金を請求することができない。</p> <p>(5) の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行った場合(例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等)又は主たる手続と経常的には結びつかない場合(例えば、開庁時間外の執務を求める届出手続、輸出貨物のコンテナー扱い申出手続等)に限る。</p> <p>(6) の割増料を請求できるのは、次のような場合とする。</p> <p>イ 輸入申告手続の一環として輸入貨物の評価に関する申告、修正申告、更正の請求等の手続を行う場合等で、それに要した事務量からみて割増料を請求すべき相当の理由があるとき。</p> <p>□ インボイス記載品目が多いため、輸出又は輸入申告書の作成において、関税率別表の所属区分の決定(統計品目番号の分類を含む。)数量又は価格の計算等に特別の手数を要したとき。</p> <p>ハ 戻し税手続のための特別の手数を要したとき。</p> <p>二 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき。</p> <p>ホ 1件の委託に係る貨物の申告を分割するため、特別の手数を要したとき。</p> <p>ヘ その他手続上一般の場合に比較して特別の手数を要したとき。</p> <p>(7) 輸出(積戻し)申告及び輸入申告(輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下(7)において同じ。)において、1申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。</p> <p>イ 輸出(積戻し)申告の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超</p>	<p>(3) 次に掲げる手続については、少額貨物簡易通関扱の料金を適用する。</p> <p>イ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和46年政令第257号)第2条((コンテナの輸入又は輸出の手続))の規定に基づく積卸コンテナ一覧表の提出</p> <p>□ (同左)</p> <p>(4) 輸出(積戻し)申告書又は外国貨物船(機)用品積込申告書をもつて運送申告書を兼用するときは、運送申告としての運送申告の取扱料金を請求することができない。</p> <p>(5) の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行った場合(例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等)又は主たる手続と経常的には結びつかない場合(例えば、臨時開庁承認申請手続、輸出貨物のコンテナ扱い申出手続等)に限る。</p> <p>(6)~(8) (同左)</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>える申告については、1件にその超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。</p> <p>□ 輸入申告の場合、2欄までの申告を1件とみなし、2欄を超える申告については、1件にその超える欄数4欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。</p> <p>(8) 小包、携帯品、託送品及び別送品等の取扱料金の最高額は、料金の7割とする。</p> <p>(9) 用紙代、通関手続に要した通常の交通費等経常的経費は、料金に含まれるものとするが、貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税関官署への申告、申請、届、<u>遠隔地の検査立会い又は関税法基本通達67の3-2-3の(1)</u>に規定する特定委託輸出申告に係る貨物の確認に要した交通費等の特別の費用については、その実費を別に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 通関士</p> <p style="text-align: center;">第2節 通關士の資格</p> <p>(「違反行為をした者」の意義)</p> <p>31-4 法第31条第2項第2号に規定する「<u>第6条第4号イ</u>に掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者」とは、<u>関税法第108条の4から第112条までの規定に該当する違反行為があつたこと</u>につき、税関長が心証を得た者をいう。</p>	<p>(9) 用紙代、通關手續に要した通常の交通費等経常的経費は、料金に含まれるものとするが、貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税關官署への申告、申請、届<u>又は遠隔地の検査立会い</u>に要した交通費等の特別の費用については、その実費を別に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 通關士</p> <p style="text-align: center;">第2節 通關士の資格</p> <p>(「違反行為をした者」の意義)</p> <p>31-4 法第31条第2項第2号(<u>((欠格条項))</u>に規定する「<u>第6条第4号((欠格事由))</u>に掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者」とは、<u>關税法第109条から第112条まで((実質犯))</u>の規定に該当する違反行為があつたことにつき、税關長が心証を得た者をいう。</p>